

議会議案第2号 公共施設再編整備事業特別委員会の設置について

賛 否

否決

| | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 西河 巧 | 森田 則子 | 岡本ひとし | 伊木真由子 | 大平喜代江 | 平田 要 | 大西 則宏 | 長尾 義信 | 中西 顕治 | 奥 久明 | 長尾 義和 | 中植 昭彦 |
| × | × | × | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | 議長 |

提案説明 平成31年度一般会計予算が可決されたことに伴い、事業執行にあたり、事業内容及び進捗状況、財政状況などの調査、審議するため設置を提案するもの。

【反対討論】 大西 則宏

公共施設再編整備事業に関する事業、進捗状況、財政内容の調査は、特定の課題を取り扱う特別委員会よりも、通年議会における全員協議会や当該常任委員会で審議すべきものであり、また、自らの意見がとおり目的が達成されるまで動議を提案し続けることは、地方自治法における「一事不再議」の大原則に反するとも考える。以上の理由から本提案に反対する。

※3

【反対討論】 長尾 義和

特別委員会の設置目的に「財政状況などの調査並びに審査をするため。」とある。質疑では住民サービスが低下しないよう、また、住民に過度の負担とならないよう調査するとのことだが、財政状況をどのように調査してどのようにしていくのか、具体的な答弁はなかった。また、全員協議会においても説明していくと町長から答弁を得ていることもあり、特別委員会の設置については反対する。

【賛成討論】 中西 顕治

公共施設再編整備は平成29年度から計画され今に至っている。本来であれば、総務民生常任委員会で調査すべき事案であると考えられる。しかし、特別委員会の設置は遅きに失した感はあるが、多くの住民が関心を持つ全町的な課題であることや、全議員による調査を否定する根拠がないことなどから、特別委員会設置提案に賛成する。

【賛成討論】 大平 喜代江

税収の減少するなかで、大型投資的事業「公共施設の再編整備」は、平成32年度中の完成をめざして、拙速な事業計画のもとで進められている。住民への情報提供や説明責任を果たすよう求めるとともに、全体計画、事業内容、行財政運営等を精査することの重大さを感じている。そのためには個別に対応するのではなく、特別委員会で取り組むべきであると痛感し、委員会の設置に賛成するものである。

【賛成討論】 奥 久明

公共施設再編整備事業は大きな事業であり、本会議や委員会での審議内容を見ると、事業内容や財政状況の見直し、財源の確保等、まだまだ審議が必要な課題がある。また進捗状況についても常時確認が必要である。これらを調査・審議するために本委員会を設置し「住民に負担のかからない、住民にとって親しみやすい施設」をめざすことが必要である。

よって、本委員会の設置について賛成する。

注：議長は採決に加わりません。

— 議会用語の説明 —

※1【動議】

動議には多種多様な種類があり、動議要件は人数要件の他には明確なものはなく、提案者の他1人以上の賛同者があれば成立する。

※2【予算の組み替え動議】

予算の組み替え動議とは、議員が行政(町長)に対して予算案を撤回、削除、修正し、再提出することを求める動議。この動議に法的拘束力はないが、動議が可決された場合、行政は議会の意思を重く受け止め、予算案の撤回または修正の判断を行うことになる。

※3【一事不再議】

一事不再議(いちじふさいぎ)とは、会議原則の一つで、地方議会の運営について定める地方自治法に一事不再議の明文の規定はない。会議において一度議決した案件と同一の案件については再び同一会議中(同一会期中)に議題として取り上げて審議や議決を行うことはできないという原則であり、能勢町議会会議規則で規定されている。